

## 基本的施策 5

### 就労の場における男女平等の推進

#### 現状と課題

就労の場における男女共同参画の推進は、改正男女雇用機会均等法などの周知により、労働者が性別により差別されることなく、個々の能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されることが重要です。

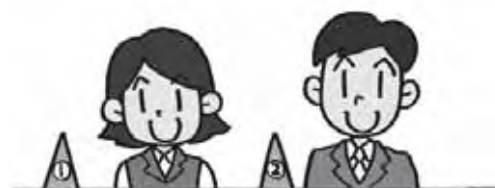
しかし今も、採用、賃金、昇進などの労働条件全般に渡って、男女平等が実現されている状況とは言えません。

少子高齢化の進行、労働人口の減少により、多様な分野で女性の力が期待される現在、事業主の男女平等意識は重要であり、それによる職場環境の整備は、男女問わず優秀な人材確保や労働者の労働意欲の向上につながります。

そこで、平成20年度から実施している「男女共同参画推進事業所認定制度」などにより、市内事業所の男女共同参画をさらに推進し、就労環境の整備や就労の場での男女平等を実現していく必要があります。

#### 方針

就労の場における男女平等推進のために、関係各課と経済団体などの関係機関との連携により、職種や規模に合わせた、事業主や労務人事担当などの意識改革のための指導や学習機会を提供し、事業所の男女共同参画への取組を支援します。



## 施策の方向

### (1) 男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進

企業における男女の対等な雇用や労働が適正に評価されるよう、就労の場の労働環境整備を促します。

具体的施策	具体的内容	担当課
男女共同参画に関する推進 事業所の認定	○事業所の男女共同参画を促進するため、積極的に取り組んでいる事業所を認定し、PRするとともに、認定事業所相互の意見交換等の情報を発信することにより、市内事業所への普及啓発を図る。	市民協働課
家族経営協定締結の促進	○魅力ある農業経営を実現するために、家族間の就業条件や経営の役割分担などの取り決めを行う、家族経営協定締結の促進を図る。	農林農地課
事業者に対する情報提供	○男女共同参画や関連法令などについての情報収集をし、事業者に対して情報提供を行う。	市民協働課

### (2) 就労の場における男女平等の推進

企業における性別にかかわらず能力による採用と配置等への積極的な取組を促進するよう、啓発活動を進めます。

具体的施策	具体的内容	担当課
企業における性別にかかわらず採用と配置	○企業における性別にかかわらず能力による採用と配置を促す。	市民協働課
	○市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、性別にかかわらず職域拡大のための学習機会の支援を行う。	商工振興課